



労災発0630第5号
平成29年6月30日

公益社団法人
日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省大臣官房審議官
(労災・賃金担当)



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来3年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、貴会会員への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災しせぐと 電算処理システム

導入のご案内



労災レセプトは、 オンライン請求が便利です。

労災レセプト電算処理システム導入のメリット

1

明快

査定結果・理由・支払額が分かります。

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」、「支払額」を確認できます。また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

2

確実

事前にデータの不備をチェックできます。

請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

3

余裕

受付時間が延長されます。

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分は、当月の12日まで修正して請求することができます。

4

安全

個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します。

レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5

お得

電子化による点数が算定できます。

レセプト1件あたり、5点の労災電子化加算がされます。(平成30年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。)

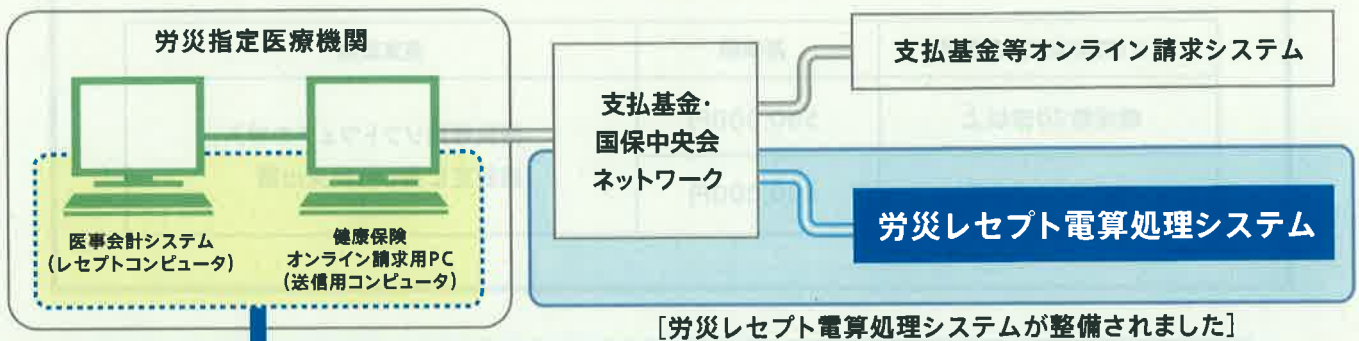
平成26年2月請求分より、労災診療費のオンライン請求が可能になりました。
 労災レセプト電算処理システムを未導入の労災指定医療機関のみなさまは
 現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピュータに
 労災レセプト対応のソフト等を導入[※]することで、
 労災レセプトのオンライン請求がご利用いただけます。

※改修・導入方法等につきましては、お使いのレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。

コンピュータを労災レセプト電算処理システム対応に

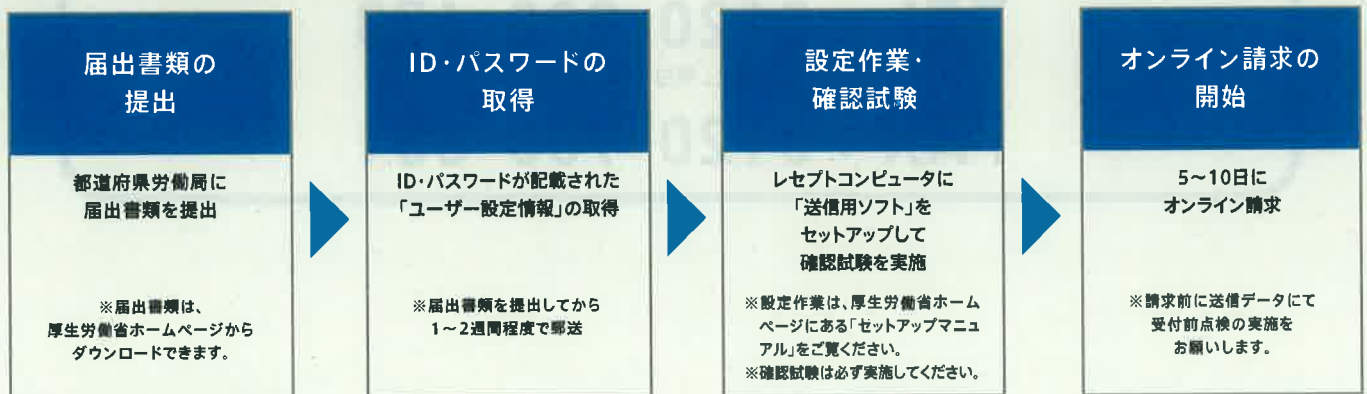
労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピュータで行います。都道府県労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、コンピュータに労災レセプト対応のソフト等を導入[※]します。設定作業・確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

※改修・導入方法等につきましては、お使いのレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。



労災レセプト対応のソフト等を導入

〈オンライン請求開始までの流れ〉



労災レセプト電算処理システムの導入は、各メーカーのコンピュータに対応いたします。

※改修・導入方法につきましては、お使いのレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。

導入には導入支援金を利用できます。

導入
支援金

現在、労災レセプト電算処理システムの普及促進のため、
導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、導入支援金をお支払いします。

導入支援金 金額

病床数20床以上の
労災指定医療機関 **500,000**円まで

病床数20床未満の
労災指定医療機関 **400,000**円まで

導入支援金の算定方法

導入支援金の支払額は、「区分ごとの基準額」と「実支出額に2分の1を乗じて得た額」とを比較して少ない方の額を選定します。ただし、選定された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

区分(労災指定医療機関)	基準額	実支出額
病床数20床以上	500,000円	労災専用ソフトウェアの導入、 諸設定に要した実支出額
病床数20床未満	400,000円	

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター
ヘルプデスク

TEL : 0120-900-673

(土日祝日を除く、平日 9:00~18:00)

FAX : 0120-900-681

労災レセプト電算処理システム

労災レセプト電算処理システム未導入の
労災指定医療機関のみなさまへ

導入支援金のご案内

現在、労災レセプト電算処理システムの普及促進のため、
導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、導入支援金をお支払いします。

導入支援金

最大

50万円

がご利用いただけます。

労災レセプト
電算処理システム
導入医療機関の感想



オンライン請求になり、レセプト提出期限まで時間の余裕ができました。それに加え、請求前にエラーのチェックもできることから、より正確な請求ができるようになりました。

(大阪府・Kクリニック)

オンライン請求できるようになって、紙レセプトを作成する手間がはぶけて作業がとてもスムーズになりました。紙レセプトでは書き写しの間違いの心配や労災用のレセプト用紙の取り寄せの手間があったため、オンラインでの請求はありがたいです。

(福岡県・H医院)



導入支援金の支払いには、条件があります。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

労災指定医療機関のみなさまが、 労災レセプト電算処理システムを導入する際の 費用の一部を支援します。

導入支援金とは

労災レセプト電算処理システムにより労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に対して、費用の一部を支払うものです。

対 象

平成28年4月1日以降に労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関において、労災診療費請求書及びレセプトを作成するために必要なソフトの導入費用、及びソフト導入に伴う既存のレセプトコンピュータ及び送信用パソコンの諸設定に係る費用を対象とします。なお、導入支援金の申請は、一度のみとします。

※導入については、平成28年4月1日以降に納品のものを対象とします。

導入支援金の算定方法

導入支援金の支払額は、下記表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定します。

ただし、選定された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

1.区分 (労災指定医療機関)	2.基準額	3.実支出額
病床数20床以上	500,000円	労災専用ソフトウェアの導入、 諸設定に要した実支出額
病床数20床未満	400,000円	

申請方法

申請書のお取り寄せは、下記ヘルプデスクまでお電話にてお願いいたします。

申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、下記住所までご郵送ください。

〈申請書送付先〉

〒105-0004東京都港区新橋5-25-1-7 労レセシステム普及促進センター

- 平成30年2月末着分までとさせていただきます。
- 予算がなくなり次第終了となります。

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター
ヘルプデスク

TEL : 0120-900-673

(土日祝日を除く、平日 9:00~18:00)

FAX : 0120-900-681